

医療安全管理指針

1. 総則

1-1 基本理念

本院は、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することを通じて、地域社会に貢献することを目的としている。

この目的を達成するため、かりゆし病院長のリーダーシップのもとに、全職員が一丸となって、医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。これらの取り組みを明確なものとし、かりゆし病院における医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、ここにかりゆし病院医療安全管理指針を定める。

1-2 基本理念

本指針で使用する主な用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 医療事故

診療の過程において、患者に発生した望ましくない事象。

医療提供者の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む。

(2) 職員

本院に勤務する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務職員等あらゆる職種を含む。

(3) 医療安全管理者

医療安全管理者のもと、病院内全体の患者安全活動を管理する。

また、医療安全推進者が適切に業務を行えるよう協力体制を構築する。

- ・ インシデント・アクシデント報告制度に基づいた患者安全の活動
- ・ 医療事故を起こした職員に対する精神的・心理的な支援
- ・ 医療安全管理のための委員会に関する活動。
- ・ 医療安全管理のための部署間の調整、対策等の提案
- ・ 医療安全管理のための指針やマニュアルの作成
- ・ 部門別マニュアルの作成の支援
- ・ 患者安全活動に関する研修会の企画および教育活動
- ・ 医療安全活動に関する院外の情報収集と対応
- ・ 患者安全活動のための院内評価業務